

社会福祉法人横浜共生会 法令遵守規程

(目的及び適用範囲)

第1条 社会福祉法人横浜共生会法令遵守規程は、社会福祉法人横浜共生会（以下、「法人」という。）が運営する障害福祉サービス事業及び介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務を適正に遂行することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- 一 事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わないものとする。
- 二 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- 三 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、法人の各施設長（以下、「施設長」という。）と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者・副法令遵守責任者)

第3条 理事長は、法令遵守責任者を法人に2名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、理事長の命を受けた障がい系施設及び高齢系施設の監督・管理の地位にある者をそれぞれ1名ずつ充てるものとする。
- 3 副法令遵守責任者は施設長とする。

(法人組織体制の整備)

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための法令遵守組織体制は、以下のとおりとする。

- 一 法人の事業の最高責任者は理事長とする。
- 二 法人の各事業部門の責任者は、施設長とする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、以下の業務を行うものとする。

- 一 法人及び事業の組織体制に関する提案
- 二 法令遵守に関する規程等の制定及び改廃の提案
- 2 法令遵守責任者は、法人内の法令遵守確認会議を年1回開催し、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。
- 3 法令遵守責任者は、第6条第4項に定める研修の実施を支援すると共に、必要に応じて研修を企画し、法人の事業実施における法令遵守の推進、ならびに、個々の職員のモラルの啓発に努めるものとする。

(施設長の役割)

第6条 法人の各施設長は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 法人の各施設長は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また、各施設長は、必要に応じて神奈川県に確認を求めるものとする。

3 各施設長は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。この場合、原則として、法人組織図に基づいて行われるものとする。

4 各施設長は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、総合支援法、介護保険法、その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司または施設長、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(処分)

第8条 法令を遵守した適正な業務の遂行を故意または過失により妨げた職員は、社会福祉法人横浜共生会就業規則第59条、第60条、第61条及び第62条に基づき懲戒されるものとする。

(規程の改定)

第9条 この規程の改定を行った場合は、速やかに神奈川県に提出するものとする。

付則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。